

解雇により住居の退去を余儀なくされる方の 市営住宅の入居について

景気の急速な悪化により日光市内の事業所を解雇されるなどで、住宅に困窮し、又は困窮するおそれのある方に住宅を提供するため、通常募集とは別枠で市営住宅の優先入居募集を行います。

<入居対象者>

○日光市内に在住又は勤務する方で、事業所からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方、及びその同居親族に該当することが客観的に証明される方。

<募集期間>

○随時受付を行い、受付順に入居決定とします。
(受付は土日、祝日を除く勤務時間中)

<募集住宅>

○原則として随時募集している住宅で空室となっているもの
※最新の空室状況等、詳しくは下記相談窓口にお問い合わせください。

<入居期間>

○3ヶ月間、ただし特別な事情により最長1年まで延長可能。

<住宅使用料>

○最低家賃(月額)を基準にその半額を使用料とします。ただし、その額が5千円を超える場合は、月額5千円。
○光熱費・共益費(千円～2千円程度)等は自己負担となります。

<入居手続等>

○入居申込書の提出(離職票、解雇予告通知書等解雇を証明する書類の提示)
○敷金・保証金;不要です
○連帯保証人;不要です

◆申込み先・お問い合わせ先(相談窓口)

日光市建築住宅課市営住宅係 電話: 0288-21-5164